ID:　325

担当部署:　都市政策部 都市戦略室 まちづくり課

処分の概要	措置命令
例規名 根拠条項	芦屋市屋外広告物条例　第22条第1項
例規番号	平成27年条例第54号

【根拠条文】

（措置命令）

第22条　市長は、この条例又はこの条例の規定による許可に付した条件に違反した広告主又は広告物等管理者に対し、当該広告物等の表示若しくは設置の停止を命じ、又は5日以上の期限を定め、当該広告物等の改修、移転、除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、若しくは公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

2　市長は、前項の措置を命じようとする場合において、当該広告主又は広告物等管理者を過失がなくて確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、広告物を掲出する物件を除却する場合においては、5日以上の期限を定め、これを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告するものとする。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成28年7月1日	**最終変更年月日**	令和5年4月1日